

基本利用料金

時間区分 利用区分		⑧ ∩ ⑨	午 前 9~12	⑫ ∩ ⑬	午 後 13~17	⑰ ∩ ⑱	夜 間 18~22
		ホ ー ル (軽運動室・ステージ含む)	平 日	1,050	5,270 円	1,050	6,480 円
	土・日・休日	1,260	6,330 円	1,260	7,780 円	1,550	8,440 円
軽 運 動 室	平 日	740	3,690 円	740	4,540 円	910	4,910 円
	土・日・休日	880	4,430 円	880	5,450 円	1,090	5,900 円
ス テ ー ジ	平 日	310	1,580 円	310	1,940 円	380	2,110 円
	土・日・休日	380	1,900 円	380	2,330 円	460	2,540 円
控 室	※ホール、軽運動室又はステージ利用の時のみ						
視 聴 覚 室	平 日	330	1,650 円	330	1,930 円	380	2,180 円
	土・日・休日	390	1,980 円	390	2,320 円	460	2,620 円
音 楽 室	平 日	220	1,100 円	220	1,250 円	250	1,470 円
	土・日・休日	260	1,320 円	260	1,500 円	300	1,760 円
文 化 教 養 室	平 日	220	1,100 円	220	1,250 円	250	1,470 円
	土・日・休日	260	1,320 円	260	1,500 円	300	1,760 円

※ 二つ以上の時間区分をまたがって利用する場合、又時間区分の前後をあわせて利用する場合、区分間の1時間の料金を加算する。

※ 区分間の1時間のみの利用は不可。

備考

- 1 利用者が入場料、会費、会場整理費等(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときには、当該利用区分に係る基本利用料金の額に次に掲げる割合を乗じた額を加算する。
 - (1)入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円未満のとき 50 パーセント
 - (2)入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満のとき 80 パーセント
 - (3)入場料等の最高額が2,000円以上3,000円未満のとき 100 パーセント
 - (4)入場料等の最高額が3,000円以上のとき 150 パーセント
 - (5)入場料等を徴収しないが営利目的とするとき 150 パーセント
- 2 利用者がこの表に定める利用時間を超えて利用するときの利用料金の金額は、この表に定める基本利用料金の金額にその超える利用時間1時間につき、この表の利用時間の午後又は夜間の区分に応じて、当該利用時間欄に掲げる基本利用料金の20パーセントに相当する額を加算するものとし、この場合において、1時間未満の端数が生じたときには、1時間とする。ただし、2時間を超えて利用するときは、この表に定める基本利用料金の金額とする。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 4 利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。